

議 事 日 程 （第 4 号）

令和 7 年 6 月 27 日（金曜日）午前 9 時 30 分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 報第 6 号 委員長報告
- 日程第 4 議第 63 号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 5 議第 64 号 小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 6 議第 65 号 下呂上原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 7 議第 66 号 金山町北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第 8 議第 67 号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 報第 7 号 委員長報告
- 日程第 10 議第 68 号 令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 11 議第 69 号 令和 7 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第 2 号）
- 日程第 12 議第 70 号 令和 7 年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 13 議第 71 号 令和 7 年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第 1 号）
- 日程第 14 議第 72 号 財産の取得について
- 日程第 15 議第 73 号 財産の取得について
- 日程第 16 議第 74 号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議第 75 号 令和 7 年度下呂市一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 18 委員会提出議案第 1 号 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 19 委員会提出議案第 2 号 下呂市議会の個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 20 議員派遣について
- 日程第 21 閉会中の継続調査申出について

出席議員（14 名）

議長	中 島 達 也	1 番	下 平 裕次郎
2 番	桂 川 融 己	3 番	大 西 尚 子
4 番	高 井 範 和	5 番	桂 川 いずみ
6 番	加 藤 久 人	7 番	鷲 見 昌 己
8 番	田 口 琢 弥	9 番	森 哲 士

10番 田 中 喜 登

12番 中 島 ゆき子

11番 尾 里 集 務

13番 今 井 政 良

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

市 長	山 内 登	副 市 長	田 口 広 宣
教 育 長	中 村 好 一	会 計 管 理 者	熊 崎 龍 毅
総 務 部 長	大 前 栄 樹	ま ち づ く り 推 進 部 長	田 谷 諭 志
地 域 振 興 部 長	小 林 哲	教 育 委 員 会 長	山 中 明 美
環 境 部 長	中 島 一 栄	上 下 水 道 部 長	今 村 正 直
農 林 部 長	青 木 秀 史	建 設 部 長	今 井 伸 哉
市 民 保 健 部 長	森 本 千 恵	福 祉 部 長	小 澤 和 博
観 光 商 工 部 長	小 池 雅 之	消 防 長	遠 藤 丙 午

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 長	田 添 誠	書 記	加 藤 冬 城
-------------	-------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（中島達也議員）

皆さん、おはようございます。お疲れさまです。

ただいまの出席議員は14人で定足数に達しております。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、会議システムで配付のとおりであります。

なお、報道機関、広報「げろ」及びCCNより取材の申込みがございましたので、これを許可いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（中島達也議員）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、6番 加藤久人議員、7番 鷺見昌己議員を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（中島達也議員）

日程第2、諸般の報告を行います。

損害賠償の額の決定の専決処分については、会議システムで配付しておりますので御確認願います。

◎報第6号について

○議長（中島達也議員）

日程第3、報第6号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第4、議第63号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について、日程第5、議第64号 小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、日程第6、議第65号 下呂上原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、日程第7、議第66号 金山町北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、日程第8、議第67号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を改正する条例について、以上5件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

民生教育まちづくり常任委員会、中島委員長。

○民生教育まちづくり常任委員長（中島ゆき子議員）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和7年6月23日午前9時30分から、下呂庁舎3－1会議室において、委員7名、執行部から市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、民生教育まちづくり常任委員会を開催いたしました。

令和7年第4回下呂市議会定例会において、当委員会に審査を付託されました議第63号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更についてから議第67号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を改正する条例についてまでの5議案について審査をいたしました。

審査の結果、5議案全て全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の一部を紹介させていただきます。

議第64号 小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合的かつ計画的な整備を推進するため、総合整備計画を策定するものです。

執行部から、交流人口の受入れ体制確保と新たな地域の魅力創出等のために、観光レクリエーション施設であるふれあいの森を整備するとの説明を受けて、委員からは、整備の内容について質問がありました。執行部からは、施設の維持修繕をする3点について説明があり、築30年以上経過しているバンガロー11棟の屋根の修繕に約6,500万円、食事の提供と食材の販売ができるように管理棟、調理棟などの一部改修に約1,600万円、通年営業に向けて水道管の凍結防止に約240万円を予定しているとの答弁がありました。

また、ほかの委員からは、11棟のバンガローを修繕し通年営業する計画だが、今後の収益の見通しについて質問があり、執行部からは、新たな指定管理に向けて売上げ1,500万円、入込み数3,000人を目標としていますとの答弁がありました。

以上で、民生教育まちづくり常任委員会の報告とさせていただきます。

◎議第63号から議第67号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本5件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本５件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第63号 下呂市過疎地域持続的発展計画の変更について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第63号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第64号 小坂町湯屋大洞辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第64号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第65号 下呂上原辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第65号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第66号 金山町北部辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第66号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第67号 子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令に伴う関係条例の一部を改正する条例について、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第67号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎報第７号について

○議長（中島達也議員）

日程第９、報第７号 委員長報告を行います。

本定例会において付託しました日程第10、議第68号 令和７年度下呂市一般会計補正予算（第３号）、日程第11、議第69号 令和７年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第２号）、日程第12、議第70号 令和７年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）、日程第13、議第71号 令和７年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正

予算（第1号）、以上4件を一括議題といたします。

審査結果について、所管委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会、田口委員長。

○予算決算常任委員長（田口琢弥議員）

おはようございます。

委員長報告を申し上げます。

令和7年6月25日午前9時30分から、下呂庁舎3－1会議室において、委員全員と議長、執行部からは市長、副市長、教育長をはじめ担当職員の出席をいただき、予算決算常任委員会を開催し、令和7年第4回下呂市議会定例会において当委員会に審査を付託されました議第68号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第3号）から議第71号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）までの4会計の補正予算案について審査いたしました。

審査の内容の一部を紹介させていただきます。

1つ目、公用自動車の更新についてです。

事務連絡や出張などの公務に使用するプラグインハイブリッド車1台と、車両から電力を取り出し外部の電気機器に電力供給するための外部給電器を購入するため増額補正を行うもので、これにより脱炭素化の推進、燃料費の削減、さらには災害による停電発生に避難所の非常用電源としても活用できることから、防災力の強化にもつながるとの説明がありました。

委員からは、避難所の建物へ電力供給するV2Hシステム設備は設置する予定があるのかとの質疑があり、執行部からは、今回は建物への電力供給設備の設置は行わない。可搬式の外部給電器を1台購入し、プラグインハイブリッド車の充電口につなぐことでAC電源として使用する形で運用していきたいとの答弁がありました。

2つ目に、移動図書館の運営についてです。

図書館への来館が困難な地域への読書機会を提供し、図書館のサービスをより多くの人に届け、読書や学習の機会を得られる環境をつくるために、一般財団法人自治総合センターからの助成金510万円の交付を受け、移動図書館に使用する専用車両を整備するもので、令和8年度から専用車両による定期的な巡回などを予定しているとの説明がありました。

委員からは、専用車両を整備するに至った経緯とはとの質疑がありました。執行部からは、以前から馬瀬地域で移動図書館を開設しており、その際、職員が本を箱で運ぶなど、職員の負担も大きいことや、持ち込める本の数に限られていた。このため、図書館の利用促進を含め専用車両の必要性などについて検討を重ね、その中で自治総合センターの助成制度によるとほぼ全額補助になるということから、助成金活用を前提とした整備方針とし、今回ようやく事業採択が得られたため補正予算に計上させていただいた。運用に当たっては、馬瀬地域に限らず、巡回ステーションを選定していきたいとの答弁がありました。

3つ目に、英会話指導員の設置についてです。

市内小・中学校に配置している英語指導員5名のうち、ケチカン市から派遣していただいている指導員が7月末で打ち切られるということを伺い、これに代わる外国語指導員助手1名を雇用するための増額補正するものと説明がありました。

委員からは、当面、ケチカンからの英語指導員の派遣は期待できないかとの質疑があり、執行部からは、ケチカン市からの派遣は金銭的な理由も含め打ち切りと伺っている。下呂市から派遣する日本語指導員もビザの取得が容易でないことから、相互派遣を一時的に中断せざるを得ない状況ではあるが、今後も中学生の派遣を主とする交流は深めていく中で、何かよい方法がないか模索していきたいと答弁がありました。

4つ目に、みらい奨学金制度の変更についてです。

新たに創設した下呂市みらい奨学金制度について、学生にとってより充実したものになるよう市が利子を負担する期間を、在学中に加え卒業後4年まで拡大するため、債務負担行為の限度額を補正するものと説明がありました。

委員からは、利子補給期間を延長した理由について質疑があり、執行部からは、奨学金業務委託に関するプロポーザルを受け、日本学生支援機構の奨学金制度の金利も十分に意識させていただき、これよりも軽減されるような形で在学中プラス4年間という考え方を取らせていただいたと答弁がありました。

これら質疑を経て、議第68号から議第71号までの4議案について採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上をもちまして、本委員会の報告を終わります。

◎議第68号から議第71号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

委員長報告を終わり、これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本4件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本4件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより採決を行います。

議第68号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第3号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第68号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第69号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第2号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第69号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第70号 令和7年度下呂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第70号については、委員長の報告のとおり可決されました。

議第71号 令和7年度下呂市国民健康保険事業特別会計（診療施設勘定）補正予算（第1号）、委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第71号については、委員長の報告のとおり可決されました。

◎議第72号及び議第73号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第14、議第72号 財産の取得について、日程第15、議第73号 財産の取得について、以上2件を一括議題といたします。

議第72号及び議第73号について、提案理由の説明を求めます。

消防長。

○消防長（遠藤丙午）

議案書2ページをお開きください。

議第72号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、消防ポンプ自動車（CD-I型）1台。2. 取得価額、2,530万円。3. 取得の相手方、岐阜県高山市昭和町3丁目178、丸新消防株式会社、代表取締役 谷口欣也。4. 取得の理由、老朽化した消防ポンプ自動車を更新するもの。なお、この対象車両は下呂方面隊第1分団第2部（森）に配備しているもので、平成10年に購入し27年が経過しております。令和7年6月27日提出。

提案理由でございます。下呂方面隊第1分団第2部（森）の消防ポンプ自動車の予定価格が、

下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

次ページは、入札執行一覧表となっております。

入札執行結果については記載のとおりでございます。

続きまして、4ページをお開きください。

議第73号 財産の取得について。

次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

1. 取得する財産、水槽付消防ポンプ自動車1台。2. 取得価格、8,074万円。3. 取得の相手方、岐阜県高山市昭和町3丁目178、丸新消防株式会社、代表取締役 谷口欣也。4. 取得の理由、現在、北消防署に配備されている水槽付消防ポンプ自動車は、平成21年12月に購入し16年が経過しており、経年劣化等が見られるため更新計画に基づき更新するもの。令和7年6月27日提出。

提案理由でございます。北消防署に配備する水槽付消防ポンプ自動車の予定価格が、下呂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する「議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ」に該当するためでございます。

次ページは、入札執行一覧表でございます。

入札執行結果については記載のとおりでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本2件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第72号及び議第73号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第72号及び議第73号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本2件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本２件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第72号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第72号は、原案のとおり可決されました。

議第73号 財産の取得について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第73号は、原案のとおり可決されました。

◎議第74号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第16、議第74号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

議第74号について、提案理由の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（大前栄樹）

議案書の６ページをお開きください。

議第74号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を、改正する条例について。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。令和７年６月27日提出。

提案理由です。国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、選挙に係る非常勤特別職の報酬を見直すため、当該条例の一部を改正するものでございます。

詳細は条例要綱で説明いたしますので、９ページをお開きください。

下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例要綱。

１の改正理由につきましては、提案理由と同様ですので省略させていただきます。

２．概要。(1)法改正に準じて報酬額を改めます。詳細は一覧表のとおりでございます。別表関係でございます。

(2)この条例は、公布の日から施行します。附則第１項関係です。

(3)この条例の施行日以後に公示または告示される選挙から適用し、施行日前日までに公示ま

たは告示された選挙については、なお従前の例によるものといたします。附則第2項関係です。
説明は以上です。御審議よろしく願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第74号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第74号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第74号 下呂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第74号は、原案のとおり可決されました。

◎議第75号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第17、議第75号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議第75号について、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（山内 登）

ただいま上程されました議第75号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第4号）につしまし

て提案理由を御説明申し上げます。

先般、国の国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部が改正され、選挙に従事する方々の報酬基準額が引き上げられました。今回の補正予算は、この法改正に伴い、先ほど議第74号で可決いただきました関係条例の一部改正を受け、選挙関係者の報酬額を増額するものでございます。本補正予算は、来る参議院議員通常選挙の執行に万全を期すため、速やかに対応する必要があることから、本定例会の最終日に当たり、追加で上程させていただいたものでございます。

詳細につきましては、まちづくり推進部長が説明を申し上げますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

次に、議第75号について、詳細説明を求めます。

まちづくり推進部長。

○まちづくり推進部長（田谷諭志）

それでは、議第75号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を申し上げます。

議案書10ページをお願いいたします。

令和7年度下呂市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額にそれぞれ34万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ226億7,386万2,000円とするものです。款項の区分、金額等は、第1表 歳入歳出予算補正によります。令和7年6月27日提出。

補正内容は事項別明細書にて説明いたしますので、14ページをお願いします。

歳入でございます。

16款県支出金、3項委託金、1目総務費県委託金34万9,000円の増額は、参議院議員選挙執行経費の増額に係る県交付金で、交付率100%で計上しています。

続いて、15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、4項選挙費、3目国政選挙費34万9,000円の増額は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正を受け、予定されている参議院議員通常選挙の投票立会人、開票立会人、投票管理者、そして開票管理者の報酬額を増額するものでございます。

16ページをお願いします。

特別職の給与費明細書でございます。

表の下段、比較欄のその他の特別職の報酬34万9,000円の増額は、ただいま説明しました参議院議員通常選挙の投票立会人などの報酬を増額するものでございます。

以上で、令和7年度下呂市一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

お諮りします。ただいま説明いただきました議第75号については、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議第75号については、委員会付託を省略することに決定をしました。

これより討論を行います。

まず、本件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議第75号 令和7年度下呂市一般会計補正予算（第4号）、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、議第75号は、原案のとおり可決されました。

◎委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号について（議案説明・質疑・討論・採決）

○議長（中島達也議員）

日程第18、委員会提出議案第1号 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について、日程第19、委員会提出議案第2号 下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、以上2件を一括議題といたします。

委員会提出議案第1号及び委員会提出議案第2号について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員会、今井委員長。

○議会運営委員長（今井政良議員）

ただいま日程第18及び日程第19をもちまして上程されました委員会提出議案について、趣旨説明をさせていただきます。

最初に、委員会提出議案の2ページを御覧願います。

委員会提出議案第1号 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について。

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり定める。令和7年6月27日提出。

下呂市議会議会運営委員会委員長 今井政良。

提案理由でございます。本会議及び委員会における表決の方法について、実際の運用に即した内容に当該規則の一部を改正することで、より適切な議会運営を確保するものでございます。

改正内容につきましては、規則要綱にて御説明いたしますので5ページを御覧願います。

下呂市議会会議規則の一部を改正する規則要綱。

1. 改正理由。こちらは提案理由と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

2. 概要。(1)本会議における表決の方法を挙手または起立によるものとします。第70条及び第76条関係になります。

(2)委員会における表決の方法を挙手または起立によるものとします。こちらは第131条及び第137条関係になります。

(3)この規則は、令和7年7月1日から施行します。附則関係でございます。

続きまして、委員会提出議案の6ページを御覧ください。

委員会提出議案第2号 下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について。

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。令和7年6月27日提出。下呂市議会議会運営委員会委員長 今井政良。

提案理由でございます。「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律」の施行に伴う「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号利用法」)が一部改正されたため、当該条例の一部を改正するものでございます。

改正内容につきましては、条例要綱にて御説明いたしますので13ページを御覧願います。

下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例要綱。

1. 改正理由。こちらは提案理由と同様でございますので、説明を省略させていただきます。

2. 概要。(1)番号利用法第2条第8号の新設により項番号が順次繰り下げられたことに伴い、繰り下げられた項番号を引用している規定を定めます。第3条第10項及び第12条第5項関係でございます。

(2)その他、所要の修正を行います。こちらは第2条第4項をはじめとする記載の条項関係になります。

(3)この条例は、令和7年7月1日から施行します。附則関係でございます。

以上が委員会提出議案の概要です。詳細につきましては、会議システムで配付させていただきます。

ましたので、御覧願いますようよろしくお願いいたします。

趣旨説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中島達也議員）

これより本２件に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本２件に反対者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

次に、本２件に賛成者の発言を許可いたします。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

これより採決を行います。

委員会提出議案第１号 下呂市議会会議規則の一部を改正する規則について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第１号については、原案のとおり可決されました。

委員会提出議案第２号 下呂市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、本件を原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

挙手全員です。よって、委員会提出議案第２号については、原案のとおり可決されました。

◎議員派遣について

○議長（中島達也議員）

日程第20、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。ただいま議題となっております議員派遣については、会議システムで配付のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、議員派遣については派遣することに決定をいたしました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（中島達也議員）

日程第21、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長及び各特別委員長から、会議規則第111条の規定により、会議システムで配付しました申出書のとおり、所管事務等について閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

ここで、市長より発言の申出がありましたので許可いたします。

市長。

○市長（山内 登）

令和7年第4回下呂市議会定例会閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まずもって、議員各位におかれましては、今回提案させていただきました補正予算をはじめ、全議案を可決御承認いただき、誠にありがとうございました。

今年度は、下呂市第三次総合計画の初年度であり、計画の内容を各種会合、市長と語る会などで説明させていただいております。今後も8月、9月に開催を予定する市政報告会やケーブルテレビでの放送などで市民への説明を進めながら、総合計画の基本構想であるみんなが同じ情報を共有し、みんながまちづくりに参加し、市民、議会、行政が協働でまちづくりに取り組めるよう努めてまいります。

最後になりますが、市民の皆様並びに議員各位の御健勝と御多幸を心よりお祈り申し上げ、閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（中島達也議員）

これをもちまして、本定例会に付議されました議案は全て議了いたしました。

これで、令和7年第4回下呂市議会定例会を閉会といたします。どうも皆さん、お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前10時15分 閉会

以上会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年6月27日

議 長 中 島 達 也

署名議員 6 番 加 藤 久 人

署名議員 7 番 鷺 見 昌 己